

平成30年2月22日

各位

会社名 日本郵船株式会社
代表者名 代表取締役社長 内藤 忠頭
コード番号 9101
上場取引所 東証・名証各第一部
問合せ先 IRグループ長 丸山 徹
(TEL. 03-3284-5151)

自動車の海上輸送に関する欧州委員会の決定について

当社は、自動車の海上輸送に関して、EU 競争法違反の疑いがあるとの理由で2012年9月より欧州委員会の調査を受けておりましたが、2018年2月21日（ベルギー時間）、欧州委員会は、当社に対し制裁金141,820,000ユーロ（約188億円）を課すことを内容とする決定を行いました。

当社は、これまで同委員会が実施してきた調査に全面的に協力するとともに、適用法令、調査により判明した事実関係等を踏まえ、同委員会との間で和解に向けた協議を続けており、今回の決定はその協議の内容に基づくものです。

上記については、平成30年1月31日に公表した平成30年3月期第3四半期決算までに約196億円を引当金として計上済であり、本件による平成30年3月期通期連結業績予想に対する影響は軽微です。

当社は法令遵守に努めてきたにも拘らず、このような事態になりましたことを厳粛かつ深刻に受け止め、株主の皆様やお客様をはじめ関係者の皆様に多大なご心配とご迷惑をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。引き続き、再発防止策の徹底を図るとともに、企業としての信頼回復に全力を注いでまいります。

以上